

北九州地区労連ニュース

2023年6月号 No. 200

連絡先 北九州市小倉北区黄金1-4-9-207号

メール k_roren@ybb.ne.jp TEL 093-921-0747

ホームページ https://kitakyushu-roren.sakura.ne.jp/

解雇・残業代未払い・パワハラ

あきらめずに電話して下さい

秘密厳守 労働相談ホットライン
相談無料

TEL093-921-0747

メール k_roren@ybb.ne.jp

第83回北九州地区労連評議員会開催

6月9日、北九州地区労連は春闘の総括と定期大会に向けての評議員会を生涯学習総合センターで開催しました。

2023春闘では、大企業は労働組合の要求に満額回答を引き出していると報道されていますが、物価高騰に追い付いていないのが現実です。

地区労連は、「大幅賃上げ・底上げで誰もが希望がもてる公正な社会を」などを春闘スローガンに北九州春闘連絡会を立ち上げ、①格差を是正し、賃金の大幅引き上げ。②雇用を守り、働くルールの確立。③いのちと地域を守る医療・公衆衛生体制の拡充。④憲法が生きて、人権が守られる社会の確立、の4つの要求をかかげ、統一地方選挙でも政治の転換をめざし運動に取り組みました。

5・1統一メモリー集会や5・3憲法集会の成功も勝ち取るものが出来ました。

討論では、5人が発言しました。道下副議長からは、「北九州埠頭判決が6月1日だが、『雇止め』については、専門性や期待権を認めただけのもの、社長や取締役、所長に対する態度が問題と更新拒否・解雇を認める』不当な判決で、争議団共闘で臨時役員会を開き、今後のたたか

いを検討する」

JMTUの雪竹さんは、「今の政府は軍事費拡大するが働く者に金を出さない。介護の問題で86歳になったがホームヘルパーを週1回掃除で入れているが、要介護1では通らない。本当にひどい」

年金者組合野瀬さんは、「大軍拡に反対する署名の強化を。軍事費2倍の原因は米国。日本に戦わせることが狙い。10年の動きをみると恐ろしい。憲法共同センター代表者会議に参加してほしい」

福建労北川さんは、「春の大運動を4つの柱ですすめた。消費税引き下げ・インボイス反対」「アスベスト訴訟で国は責任と認めだが、製造企業は裁判を続けている。署名などに協力を」「設計労務単価が上がっても労働者の賃金は上がらない。公契約条例制定で適正な賃金を確保できる。条例制定の運動を強める」「憲法を守る運動を強化し、組織強化を進める」

JMTU香川さんは、「平和のための戦争展で市長に申し入れなどしている。戦跡巡りを小倉でする予定だが自衛隊が警察と一緒に訓練している。身近で戦争を感じる。戦争展に協力を。若松の平和資料館が開

鎖したが若い女性が資料室として再開した」

当面の取り組みでは、国会が「入管法」や「防衛費財源確保法」など憲法を次々と強行する中で「平和をあきらめないネット」の宣伝行動や憲法共同センターの加盟団体代表者会議、原水爆禁止国民平和大行進、反核平和マラソンなど取り組みが紹介され、積極的な参加が提起されました。

また、9月17日に開催される北九州地区労連定期大会成功に向け、役員定数の確定と役員検討委員会・選挙管理委員会の設置・改正が満場一致で採択されました。

議長団の任を果たした市職労重野委員長は、退任のあいさつで「自治労連は公共をとり戻す運動に取り組んでいる。市職労としても公共の必要性、憲法を仕事に生かす運動を市民とともにすすみたい」と決意を述べられました



雨あがり

5月3日憲法記念日に開催された「5・3憲法集会」ではジャーナリストで新聞記者の望月衣塑子さんのパワフルなお話がありました。軍拡路線に突き進んでいる政権はまさしく戦争に向かっていきます。政府は新たに「防衛力強化資金」の新設を決定しました。軍拡を進めれば国民生活にしわ寄せが来ることは明らかです。

5月末には福岡の看護師たちが処遇改善の署名を国会に提出したと聞きます。博多駅前でも福岡県の看護師が集まり宣伝行動が行われていました。「防衛力強化資金」には医療関連機構の積立金746億円も含まれているといわれています。医療現場にお金を使わず、軍拡に使うなど、政府のやっていることは本末転倒です。もっと想像してほしいです。戦争でどれだけ多くの人が苦しむのか、どれだけ多くの人が血を流すのか。今もすでに苦しんでいる国民がいることを政府は感じ取ってほしいです。

私たちはあきらめず行動を続けていくことが大事で、安心して生活できる社会をつくっていくと改めて決意しました。(中)

北九州埠頭雇止め撤回裁判 (会社側の主張を鵜呑みにした不当判決！)

6月1日、福岡地裁小倉支部民事3部(今泉愛裁判長)は、原告の主張を 退け請求を棄却しました。増田さんは2019年7月、先輩であるS主任の休職について会社に対し意見を述べました。

また、2019年8月に「関門花火大会」の時、同僚の有給休暇時季変更について、F所長に意見を言いましたが、十分な返答がなかったためやむなく2019年8月26日に事務所を巡回に訪れた社長に対し直接意見を述べました。

これに対し会社は増田さんの行動について9月9日に「注意書」を交付しました。増田さんは「注意書」を交付される直前に「北九州地域一般労働組合」に加盟し、団体交渉を続けましたが、団体交渉継続中の2020年3月に雇止めされました。

判決で裁判所は、労働契約法19条2号の「期待権」については認められたものの所長への反抗的態度、取締役との面接時の態度(ペンで机を強く叩いて激昂した)、オープンスペースでの社長への直訴を問題視し、こ

れらの行為は労働契約法19条1号の更新を拒絶する正当な理由と評価し、今回の雇止めは有効としました。この判断は会社の主張を鵜呑みにし、団体交渉での交渉内容から明らかにしているF所長の管理能力の欠如や取締役との面談の様子、有給休暇問題での発言の態様などを全く顧みていない不当なものだと言えます。



国民平和大行進・原水禁2023世界大会に

参加しましょう!!

7月16日から北九州市で国民平和大行進が取り組まれます。

ロシアのプーチン政権によるウクライナ侵略は絶対に許されることはありません。徹底的に抗議し、国際的な世論を大きくして侵略をやめさせることが重要です。

同時にアメリカなど核兵器を保有する国にも核兵器を廃棄させる運動を強めることが急がれます。

ウクライナ侵略は、ロシアの国連憲章違反であり、プーチン政権に大きな非があることは確かです。

しかし、軍事による緊張関係がこの危機を生んだことも直視して、軍拡では平和をつくることはできないという事実を私たちは認識し、それを政府に訴えて岸田政権の大軍拡・大増税路線に歯止めをかけなければなりません。

昨年、平和大会に参加した青年は、「一人ひとりの市民が積み重ねてきた反核平和の思いとその歴史を痛感し」「私にとってそうだったように、今回の大会が誰かの初めての世界大会になるでしょう。そして道は

つながっていきます。ここから生まれる結びつきをさらに大きく発展させ核兵器のない平和で自由に生きられる社会を手渡す。声をあげ共に進みましょう」とエールを送っています。

今年の国民平和大行進は、7月16日に北九州市に入り、19日に水巻町にバトンをつなぎます。

原水爆禁止世界大会は、国際会議が広島で8月4日から5日。世界大会ヒロシマデーが8月6日。世界大会長崎が8月7日から9日、長崎デー集会在9日と取り組まれます。

平和への願いを込め、平和行進・核兵器廃絶の集会・会議への参加をお願いします。



平和大行進コース・日程

- ◆【広島(長崎コース)】
- ◆7月16日
- * 14時 門司港唐戸行き桟橋で山口県と引継
- ◆7月17日
- * 10時 鎮西橋公園集合・出発
- * 12時 宣伝カーでまわり、2カ所でのスタンディング
- * 12時30分 門司駅前 平和集会
- * 14時20分 手向け山公園で門司から引継
- * 16時 中央図書館南芝生広場長崎の鐘到着集会
- ◆7月18日
- * 9時 中央図書館南芝生広場出発集会
- * 15時30分 牧山グッテイ前で引継
- * 16時30分 八幡東中央町到着
- ◆7月19日
- * 8時30分 八幡東中央町出発
- * 13時 黒崎駅前出発
- * 16時 水巻町役場歓迎集会
- ◆【宮崎(長崎コース)】
- ◆7月16日
- * 14時 下曾根駅(宣伝カーでの宣伝)
- * 14時20分 小倉民商前から行進団出発
- * 17時50分 中央図書館南芝生広場長崎の鐘到着集会

憲法共同センター市民行動

【財源確保は、子育てから】

憲法共同センターの宣伝行動が6月3日小倉駅で取り組まれました。

岸田政権は、防衛費を倍増させ、戦後の安全保障を大転換させる方針で突っ走っています。軍拡の財源を確保するための法律を強行し、一方でマイナンバーカード問題では次々と問題を起しても保険証への転換を義務付けしようとしています。入国管理法も難民が排除される危険性が今まで以上に懸念される改憲法が強行されました。

また、岸田首相は、「敵基地攻撃能力をもって専守防衛は変わらない」と主張していますが、防衛省の内部文書が情報公開され「敵基地攻撃」が際限なくされるのが、明らかになっています。国会の中で岸田首相は敵基地攻撃で米軍と自衛隊がどういった協力をするのか、詳細を明らかにしませんでした。

【米国の判断が優先?】

昨年12月に防衛省が作成した「反撃能力について」という文書が情報公開請求に基づき内閣法制局から開示されていますが、その内容を見ると「日米共同対処」とされた箇所

クル、特に目標情報の共有反撃を行う目標の分担、成果についての評価の共有等について、日米で協力を行うことが考えられる」と明記されています。攻撃分担や戦果情報共有など敵基地攻撃作戦全体を日米で協力することを想定。元航空自衛隊の林司令は、「自衛隊には、国内は別にして海外のどの敵基地を反撃したらいいか、反撃した結果どういった戦果が出たのか把握する能力はない」「そこは米軍に頼るしかなく、米軍の判断に引きずられ、反撃に際限がなくなる。作戦が米軍主導となり日本の『専守防衛』が『アメリカの戦争』に取って代わる」という『戦争指揮』に悩まされ、

危険が生じるだろう、と指摘されています。

岸田政権は、敵基地攻撃について、日本が攻撃されていないにもかかわらず、米軍が攻撃されれば集団的自衛権の行使ができるとしています。「必要最低限度実力行使にとどまる」としている集団的自衛権の行使について、岸田首相は、「一概に述べることは困難。個別具体的な状況に即して判断する」と国会で答弁しておの「必要最小限度」は定義がなく、アメリカ力が戦争に勝つまで一緒に戦うことになり歯止めが無くなることを意味します。今回判明した防衛省文書では、攻撃計画の立案から目標

の分担、指揮統制に基く実際の攻撃、戦果情報の共有など日米一体で繰り返すことを想定しており、独自で目標や戦果を確認できない日本側は、アメリカの判断に引きずられ全面戦争に巻き込まれることを示唆しています。

【くらしに憲法を活かせ】

岸田首相は、軍事費拡大については、予算確保のために具体的に増税などを含め、進めようとしています。少子化対策については「次元の異なる少子化対策」3兆円を検討している「など打ち出していますが、財源は棚上げし、衆議院選挙を想定してか国民負担をひた隠しにしています。しかし、政府内部では社会保障費の歳出削減や社会保険料の上乗せを考えています。参加者は、平和に必要なのは、「アメリカとともに戦争する準備でなく、憲法九条を活かした外交だ。私たちのくらしを破壊する岸田政権の大軍拡・増税に反対」と訴えま



第60回北九州母親大会

6月4日(日)、第60回北九州母親大会が若松市民会館で開催されました。会場に集まったの開催は4年ぶり、200人を超える参加者で会場はいっぱいとなり、同時配信したYouTube視聴も含めると約300人の参加でした。

第一部のパネルディスカッション「平和、教育、食と農を守るため」では、3人のパネリストがそれぞれの立場で問題提起。九州国際大学教授の神陽子さんは、憲法や法律を研究し学生に教えている立場から、「私たちが幸せになるために憲法や法律がある。どうしたら幸せになれるか、よく考えて行動しましょう。」と熱のこもった訴え。中学校教諭、福岡県議会議員の経験があり教育をライフワークに取り組んでいる高瀬菜穂子さんからは、「日本の教育は競争を強いている。個々の子どもの個性はのばされない。学校の統廃合でさらにそれが進む。」と小規模校の経験など交えた報告。農民連事務局長の藤嶋嘉子さんは「食は命の素であり、農は国の基本。ところが日本の現状は農家が農業を継続できない状況にある。」と余った牛乳を捨てる一方で安い酪農製品を海外から輸入している矛盾や、エサや光

熱費の高騰が農家の苦境に追い打ちをかけている状況などを話されました。三人が共通して訴えたのは「平和、教育、食と農、3つの問題は別々ではなく、つながっている」という事。会場からも「日本はミサイル等買う余裕はない、もっと教育に予算を」「保育士配置基準も見直を」「余っている牛乳で日本製の酪農製品をもっと作れるように、国も保護を」「安心して子どもを産み育てるため、若い人の働き方や奨学金の問題の解決を」「学校の先生の働き方も改善を」等と発言が相次ぎました。会場の意見を申し合わせ事項として集約し、後日北九州市に要望を伝える予定です。

一部では「母親運動の60年」を各地区実行委員会による寸劇でふりかえり、最後にアピールと大会宣言を採決して終了しました。



労働法コラム 第100回

労働委員会の活用



黒崎合同法律事務所

平山 博久 弁護士

1 労働委員会を活用されたことはありますか？
 これまで多くの労働相談、労働審判、労働関係仮処分、労働関係訴訟をしてきましたが、労働委員会を活用したのは数えるほどしかありません。
 労働組合によっては労働委員会を活用している組合もありますし、司法的救済よりの労働委員会利用の方が望ましいケースもありますので、簡単に制度を説明します。

2 まず、使用者と労働者は一般にそれぞれ有利な労働条件の獲得をめぐるため、利害が対立する関係にあるため、使用者は、労働組合の交渉力が強大となることを警戒し、その弱体化を望む傾向を内在せしめている、と判示した裁判例もあるように、使用者による不当労働行為は法律相談の場面でも多々見られます。
 そして、労働者の団結権・団体行動権の侵害を禁止し、その実効性を担保するため、不当労働行為救済制度が存在するのです。
 労働組合法7条では、労働組合加入等を理由にした不利益取り扱いや、団体交渉拒否、労働組合への支配介入、労働委員会に申立をしたこと等を理由とする不利益取り扱い等を使用者に禁じています。
 労働委員会は不当労働行為の救済のために利用することになります。

3 労働委員会に不当労働行為の救済を求める申し立てをした場合、当事者による主張立証に基づく事実認定と判断という過程をとり、その点では司法的な救済と似ています。
 しかし、私法上の権利義務の存否や、法律行為の有効・無効を判断するのが司法的救済であるのに対し、労働委員会命令による救済は、使用者による団結権侵害によつて生じた事実状態の是正と正常な労使関係秩序の回復を目的とするため、自ずと救済の方法が変わってきます。
 すなわち、労働委員会は、行政救済として、民事上の権利義務に拘束されない大幅な救済裁量権を有します。
 そのため、①労働委員会が、解雇について原職復帰命令を出すことも可能ですし（これに対し、民事訴訟では地位確認と賃金支払いのみで就労請求権は現状否定されています）、②同じく、採用拒否についての採用命令、③昇進命令・昇格命令（民事訴訟では差額賃金請求乃至損害賠償が限界です）、④査定結果の是正命令（民事訴訟で再査定を義務付けることは困難です）等、権利・義務の範囲を超えて、本来あるべき形に戻すことを命ずることも裁量の範囲内と考えられます。

4 このようにして発せられた救済命令（不当労働行為の事実を認定できない場合は申立が棄却されます。）に対しては、使用者が中央労働委員会に不服申立をしたり、又は、裁判所に対して労働委員会の命令を取り消すことを命ずる訴訟を提起することができます。

「ここにこペースの平和マラソン」のランナー募集！

この平和マラソンは、平和を願う一人一人が“ここにこペース”で小伊藤山公園まで走って、12時にゴールしようというものです。自宅からでもかまいません。モデルコースとして3つのコースを設けています。

日時：7月23日（日）12時 小伊藤山公園ゴール

《モデルコース》

【A】 門司港駅コース 門司港駅 8：30 発→勝山公園 10：40→小伊藤山公園 12：00 着（約 20 km）

【B】 八幡駅コース 八幡駅 8：50 発→若戸渡船 9：44→黒崎駅 11：30→小伊藤山公園 12：00 着（約 20 km）

【C】 水巻駅コース 水巻駅 10：15→折尾駅 10：40→黒崎駅 11：30→小伊藤山公園 12：00 着（約 10 km）

【B】 と【C】 は黒崎駅にて合流し小伊藤山公園へ行きます。

〈申込・問合せ〉 新日本スポーツ連盟北九州事務所
 （担当 西村 携帯 090-7455-1853）